

# 山口県報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

人委規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（職の範囲及び支給額）

第二条 職員給与と条例第八条の二及び学校職員給与と条例第十条の二の規定により管理職手当を支給する職は、別表第一に掲げる職とする。

2 前項に規定する管理職手当を支給する職は、別表第一に定めるところにより、一種から七種までに区分するものとする。

3 第一項に規定する職を占める職員又は学校職員に支給する管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職員又は学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二

十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員又は学校職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員又は学校職員（第三号に掲げる職員又は学校職員を除く。） 当該職員又は当該学校職員に適用される給料表の別並びに当該職員又は当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当の額の欄に定める額

二 再任用職員（次号に掲げる職員又は学校職員を除く。） 当該職員又は当該学校職員に適用される給料表の別並びに当該職員又は当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第三の管理職手当の額の欄に定める額

三 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は学校職員 当該職員又は当該学校職員に適用される給料表の別並びに当該職員又は当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第三（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は学校職員にあつては、別表第二）の管理職手当の額の欄に定める額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「職員勤務時間条例」という。）第二条第二項（任期付職員条例第十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第三条第二項（任期付職員条例第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表中「支給割合」を「区分」に改め、同表知事の事務部局の項中「総合」を「出納」に改め、

「政策局長（人事委員会の定めるものを除く。）を「会計管理局長」に、「大阪事務局長」を「農林総合技術センター所長」に、「25/100」を「一種」に改め、「理事（人事委員会の

局長」を「大阪事務局長」に、「25/100」を「一種」に改め、「理事（人事委員会の

定めるものに限る。)」及び「総合政策局次長」を削り、「環境保健研究センター所

長」を「環境保健センター所長」に、

「農業大学校長  
農業試験場長  
畜産試験場長  
林業指導センター所長」を「農林総合技術セン

「岩国基地沖合移設対策室次長  
中山間地域づくり推進室次長  
民間空港再開推進室次長  
国体準備室次長  
交通運輸対策室次長  
地域安心・安全推進室次長  
人権対策室次長  
県史編さん室次長(人事委員会の定めるもの

ター部長」に、「 $\frac{20}{100}$ 」を「二種」に、

「主任検査監  
監察監  
東京事務所次長(人事委員会の定めるものを

を除く。)を「本庁室次長」に改め、

「県民局次長  
きららスポーツ交流公園管理事務所長  
消費生活センター所長」を「東京事務所次  
山口きらら博  
消費生活セン  
美術館長(萩

長(人事委員会の定めるものを除く。)

記念公園管理事務所長

美術館・浦上記念館長に限る。)

「このころの医療センター副院長」、「衛生看護学院副院長」、「中央児童相談所次

長」、「松光園長」及び「産業技術センター次長  
産業技術センター部長  
職業能力開発校副校長  
職業能力開発校管理部長  
職業能力開発校訓練部長」を削り、「農林事務所部長」の下

に「(人事委員会の定めるものに限る。)」を加え、「下関水産振興局次長(人事委員

会の定めるものを除く。)」を削り、

「農業大学校副校長  
農業試験場部長  
農業試験場大島柑きつ試験場長  
農業試験場花き振興センター所長  
病害虫防除所長  
大島農地建設事務所長  
家畜保健衛生所長  
畜産試験場次長  
林業指導センター次長  
水産研究センター部長

合技術センター次長」に、「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に、「育成学校長」を

「主任検査監  
監察監  
東京事務所次長(人事委員会の定めるものを除く。)

長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 萩美術館・浦上記念館副館長を除く。)(  
 ター次長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 ター副部長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 ター次長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 ター部長  
 センター事務局長  
 センター総看護師長  
 ター次長  
 ター部長  
 校長  
 局長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 局長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 センター副部長  
 センター企画情報室長  
 センター農業技術部室長  
 センター農業技術部大島柑きつ試験場長  
 センター農業技術部花き振興センター所長  
 ター次長  
 ター部長  
 長(人事委員会の定めるものを除く。)(  
 「県史編さん室次長(人事委員会の定めるものに限り。)(」及び「検査監  
 事委員会の定めるものに限り。)(」を削り、「県税事務所次長」の下に「(人事委員  
 の定めるものに限り。)(」を加え、「県税事務所徴収監」を削り、「消費生活セン  
 次長」を「東京事務所次長(人事委員会の定めるものに限り。)(  
 美術館副館長(萩美術館・浦上記念館副館長に限る。)(」に改め、「健康福  
 祉センター次長」の下に「(人事委員会の定めるものに限り。)(」を、「健康福祉セン  
 ター副部長」の下に「(人事委員会の定めるものに限り。)(」を加え、「社会福祉事務  
 所次長  
 センター企画情報室長  
 センター企画情報室長」を「環境保健センター副部長  
 環境保健センター企画情報室長」に改め、「このころの医療  
 センター総看護師長」を削り、「身体障害者更生相談所長」及び「農林事務所次長」を削り、

に、「 $\frac{14}{100}$ 」を「四種」に改め、

「農業試験場徳佐寒冷地分場長  
 農業試験場萩きつ試験場長  
 農業試験場美東原種農場長  
 大島農地建設事務所次長  
 家畜保健衛生所次長  
 畜産試験場企画情報室長  
 畜産試験場部長  
 水産研究センター次長」  
 を  
 「農林総合技術センター経営技術研究室長  
 農林総合技術センター畜産加工研究室長  
 農林総合技術センター畜産技術部室長  
 農林総合技術センター畜産技術部徳佐寒冷地分場  
 農林総合技術センター農業技術部美東原種農場長  
 農林総合技術センター農業技術部美東原種農場長」

長  
 に改め、「土木事務所次長」の下に「(人事委員会の定めるものに限り。)(」を加  
 え、「土木事務所用地監」を削り、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に、「衛生看護学院教頭」を

「徴収監  
 用地監  
 検査監  
 衛生看護学院教頭  
 萩看護学校教頭  
 松光園長」  
 に、 $\frac{10}{100}$ 」を「六種」に改め、同表議会の事務部局の項中

「 $\frac{25}{100}$ 」を「一種」に、「局次長」を「局次長」に、「 $\frac{20}{100}$ 」を「二種」に、「 $\frac{16}{100}$ 」  
 を「三種」に、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「教育研  
 修所長」を削り、「 $\frac{25}{100}$ 」を「一種」に、「 $\frac{20}{100}$ 」を「二種」に、

本庁課長 特別支援教育推進室次長 企画監 図書館副館長(人事委員会の定めるものを除く。)( 博物館副館長 美術館副館長(人事委員会の定めるものを除く。)( 文書館長 教育研修所次長	$\frac{16}{100}$
---	------------------

本庁課長 特別支援教育推進室次長 企画監 学校安全管理監 教育研修所次長	三種
--	----

に改め、「美術館副館  
 学芸専門監

図書館副館長(人事委員会の定めるものを除く。)  
博物館副館長

四種

長(人事委員会の定めるものに限る。)を削り、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同表選

挙管理委員会の事務部局の項中「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同表人事委員会の事務部局

の項中「 $\frac{25}{100}$ 」を「一種」に、「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に改め、同表監査委員の事務部局の

項中「 $\frac{25}{100}$ 」を「一種」に、「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同表

警察本部の項中「 $\frac{20}{100}$ 」を「二種」に改め、「会計監査室長 及び 機動捜査隊長」

留置管理官  
施設管理官  
装備管理官  
交通安全施設管理

を削り、「、宇部警察署副署長及び下関警察署副署長に限る」を「及び長府警察署

官

副署長を除く」に、「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に、

ながと船長

$\frac{12}{100}$

を

会計監査室長 施設管理官 装備管理官 組織犯罪捜査指導官 機動捜査隊長 交通安全施設管理官	四種
警察署副署長(古国警察署副署長、周南警察署副署長、防府警察署副署長、山口警察署副署長及び長府警察署副署長に限る。)	
ながと船長	五種

に改め、同表労働委員

会の事務部局の項中「 $\frac{25}{100}$ 」を「一種」に、「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同表海区漁業調整委員会の事務部局の項中「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に改め、同

表高等学校の項中「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に、「 $\frac{14}{100}$ 又は $\frac{16}{100}$ 」を「三種又は四種」

に、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に、「 $\frac{10}{100}$ 」(人事委員会が別に定めるものにあ

つては、「 $\frac{12}{100}$ 」)を「六種」(人事委員会が別に定めるものにあつては、「五種」)に、

「 $\frac{10}{100}$ 」(人事委員会が別に定めるものにあつては、その定める区分に応じ、「 $\frac{12}{100}$ 」又は

「 $\frac{14}{100}$ 」)を「六種」(人事委員会が別に定めるものにあつては、その定める区分に応じ、

四種又は五種)に改め、同表中等教育学校の項中「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種」に、「 $\frac{12}{100}$ 」を

「五種」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「六種」に改め、同表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲

学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に、「 $\frac{14}{100}$ 」又

は「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種又は四種」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「六種」に、「 $\frac{8}{100}$ 」を「七種」に改め、

同表中学校及び小学校の項中「 $\frac{12}{100}$ 」を「五種」に、「 $\frac{14}{100}$ 」又は「 $\frac{16}{100}$ 」を「三種又は四種」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「六種」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加え

る。

別表第二(第2条関係)

行政職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
9級	1種	130,000
	2種	117,000
8級	1種	94,000
	2種	88,000
7級	1種	77,000
	2種	72,000
	3種	62,000
6級	4種	51,000
	5種	

6種	41,000
----	--------

ク 公安職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
9級	2種	95,000
	3種	90,000
8級	3種	79,000
	4種	78,000
7級	3種	78,000
	4種	67,000

カ 海事職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
6級	5種	62,000
	6種	57,000
5級	5種	57,000
	6種	53,000

キ 研究職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
5級	2種	103,000
	3種	83,000
4級	4種	71,000
	5種	59,000

ク 医療職給料表(一)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
4級	1種	137,000
	2種	110,000
3級	3種	96,000
	4種	102,000
2級	2種	102,000
	3種	89,000

ケ 医療職給料表(二)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
7級	3種	76,000
	4種	72,000

コ 医療職給料表(三)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
7級	3種	77,000
	4種	75,000
6級	3種	75,000
	4種	65,000

ク 教育職給料表(一)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
4級	3種	79,000
	4種	68,000
3級	5種	56,000
	6種	75,000
2級	3種	75,000
	4種	54,000
1級	6種	43,000
	7種	41,000
0級	6種	41,000
	7種	33,000

ケ 教育職給料表(二)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額 円
4級	3種	76,000
	4種	65,000
3級	5種	54,000
	6種	53,000
2級	5種	53,000
	6種	43,000

別表第三 (第2条関係)

イ 行政職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	1種	112,000 円
	2種	
8級	1種	79,000
	2種	
7級	2種	72,000
	3種	
	3種	
6級	4種	56,000
	5種	
	6種	
6級	4種	48,000
	5種	
	6種	
6級	5種	40,000
	6種	
	6種	
6級	5種	32,000
	6種	
	6種	

ロ 公安職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	2種	83,000 円
	2種	
8級	3種	77,000
	3種	
7級	3種	67,000
	4種	
	4種	
7級	3種	61,000
	4種	
	4種	

ハ 海事職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
6級	5種	50,000 円
	5種	
5級	5種	44,000
	5種	
4級	5種	40,000
	5種	

ニ 研究職給料表管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
職務の級	区分	管理職手当の額

5級	2種	78,000 円
	3種	
	4種	
5級	4種	59,000
	5種	
5級	5種	49,000
	5種	

ホ 医療職給料表(一)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	1種	115,000 円
	2種	
4級	2種	92,000
	3種	
	3種	
3級	2種	81,000
	3種	
	3種	
3級	2種	78,000
	3種	
3級	3種	68,000
	3種	

ヘ 医療職給料表(二)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	3種	65,000 円
	3種	
6級	3種	57,000
	3種	

ト 医療職給料表(三)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	3種	66,000 円
	3種	
6級	3種	58,000
	4種	
6級	4種	49,000
	4種	

チ 教育職給料表(一)管理職手当月額表

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	3種	74,000 円
	4種	
4級	4種	63,000
	5種	
4級	5種	53,000
	5種	

3級	3種	59,000
	5種	42,000
	6種	33,000
2級	6種	27,000
	7種	22,000

ウ 教育職給料表(管理職手当月額表)

職務の級	区分	管理職手当の額 円
4級	3種	72,000
	4種	62,000
	5種	51,000
3級	5種	41,000
	6種	33,000

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第八条の二又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第十条の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員又は学校職員のうち、改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が受けていた管理職手当の額(その額が施行日においてその者と同一の給料表の適用を受ける他の職員又は学校職員が受ける管理職手当の額と均衡を失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額)をいう。)に達しないこととなる職員又は学校職員には、改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定による管理職手当の額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五(その他)  
3 前項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）